

加古川市人権に関する市民意識調査結果に関する考察

加古川市人権教育啓発推進審議会

会長 石元 清英

1. 調査結果からみえてきたこと

今回の人権に関する市民意識調査の結果については、それぞれの設問ごとに図表で示し、コメントを加えたとおりである。ここでは3つの設問を取り上げ、その結果を詳しくみておくことにする。

まず、問4の人権侵害の経験についてである(30ページ)。問4は「あなたは、ここ5年くらいの間に自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」と問うている。回答結果は、「よくある」3.5%、「ときどきある」12.3%で、この5年間に人権侵害を受けたという人は15.8%であった。人権侵害の内容は、32ページに示したとおりであるが、ここで取り上げたいのは、人権侵害を受けたときの対応である。

人権侵害を受けたと回答した112人に、そのときの対応を尋ねると(35ページ)、「黙って我慢した」(49.1%)と「友人、家族に相談した」(48.2%)が多く、「自分で相手に抗議した」は23.2%となっている。そして、「地域の民生委員・児童委員に相談した」と「市役所に相談した」は、ともに2.7%しかなく、「法務局や人権擁護委員に相談した」は回答がなかった。このように、公的な機関等に相談したという人は非常に少ないのである。法務局や市役所などが自分が受けた人権侵害に対してどのようなことをどこまでしてくれるのか、それがわからないので相談が少ないのであろう。公的な機関等への相談が少ないのは、加古川市だけの問題ではなく、全国的な傾向であり、それは今に始まったことではなく、過去に全国各地で実施された人権意識調査でも同様の結果が出ている。「黙って我慢した」という回答を減らし、公的な機関等への相談を増やしていくためにも、公的な機関等に関する情報発信が重要であるといえる。

つぎに、問9の同和問題に関する差別的な発言を直接聞いた経験についてである(56ページ)。問9では、具体的な発言内容を6つ示し、「あなたは、ここ5年くらいの間に同和問題に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか」と問うている。

回答結果は、「聞いたことはない」72.4%、「無回答」7.2%なので、残りの20.4%の人がここ5年間に同和問題に関する差別的な発言を聞いたことになる。そして、その発言を聞いたとき、どう感じたのかを問うと(60ページ)、「そのとおりと思った」が11.7%、「そういう見方もあるのかと思った」が57.2%で、「反発・疑問を感じたが、相手には何も言わなかった」20.0%、「反発・疑問を感じ、相手にその気持ちを伝えた」6.9%であった。相手に自分の気持ちを伝えたかどうかは別にしても、差別的な発言を聞いて反発や疑問を感じたという人は、合わせて26.9%にすぎない。一見中立的であるが、差別に同調しかねない反応である「そういう見方もあるのかと思った」に「そのとおりと思った」を加えると、68.9%になり、反発や疑問を感じたという26.9%の2.5倍の大きさとなっている。

差別的な発言が出たときの状況や、それを聞いた人と発言した人との関係などにより、その発言に反発や疑問を感じたとしても、その気持ちをその場で相手に伝えにくい場合もあるだろうが、もし、反発や疑問を相手に伝えることができれば、その相手が自分の誤りに気づき、認識を改めることに

つながるかもしれない。さらにいえば、同和地区出身であることを周囲に明かしていない人が職場の同僚にいたとして、その職場で上記のような差別的な内容の発言が出て、他の同僚たちが「そのとおりに思った」と、それに同調したり、「そういう見方もあるのかと思った」と、傍観するだけだったら、職場はその同和地区出身者にとって非常に敵対的な環境となってしまうであろう。そのとき、その発言の間違いを指摘する同僚がいれば、その場の雰囲気は大きく変わるだろうし、その同和地区出身者は、救われた気持ちになるのではないだろうか。

同和問題については、若い人たちは何も知らないのだから、わざわざ同和問題を教える必要などないとする、いわゆる「寝た子を起こすな」論は、未だに根強くみられるが、問9の結果から明らかのように、現在でも同和問題に関する差別的な発言に接する機会は少なくないのである。同和問題について何の知識もなければ、そうした差別的な発言を鵜呑みにしてしまうかもしれない。だからこそ、差別的な発言に接した際に、その誤りに気づき、それを批判できる力をもつ人々を増やしていくことが差別をなくしていくことにつながるのである。このことは、これからの人権教育・啓発の大きな課題であるといえる。

3つ目には、インターネットの書き込みに関する認識があげられる。問14は、スマートフォンや携帯、パソコンなどのインターネット上の書き込みの具体例を6つあげ、それについて問題だと思うかどうかを問うた設問である（83ページ）。これによると、「問題だと思う」と回答した割合は、“ア 名前や住所、電話番号など、個人を特定できる情報を流出させる書き込み”と“イ 個人の日常生活や人間関係など、プライバシーに関する情報を流出させる書き込み”が80%を超えているのに対し、“ウ 同和地区の地名や所在地を明らかにするような書き込み”では70%ほどしかなく、“エ 同和地区出身者の名前や住所を明らかにするような書き込み”でも76.7%となっており、同和地区や同和地区出身者を特定するような書き込みを問題であるとする回答よりも、個人を特定できる情報やプライバシーに関する情報を流出させる書き込みのほうを問題視する回答が多いのである。

そして、「問題だと思う」と回答した割合は、“オ 同和地区に対する差別をあおったり、偏見やマイナスイメージを広げたりする書き込み”で79.3%、“カ 在日韓国・朝鮮人に対する差別をあおったり、偏見やマイナスイメージを広げる書き込み”で72.5%と、いずれも80%を下回っている。「差別をあおったり、偏見やマイナスイメージを広げる」と明記しているにもかかわらず、個人情報などが流出することを問題だと思う回答が多いのである。自分が被害者になる可能性がない部落差別や在日韓国・朝鮮人差別よりも、自分に被害が及ぶ可能性がある個人情報等の流出のほうを問題だと考えているのだろうか。

自分は被害者にはならないからといって、同和地区や在日韓国・朝鮮人への差別をあおる行為を他人事とみなし、それを軽視するなら、部落差別や在日韓国・朝鮮人差別は解消されることはないであろう。今回の問14の結果は、人権教育・啓発の課題が非常に大きいことを示すものといえる。

2. 年齢別比較からみえてきたもの

これまで各地で実施されてきた人権意識調査では、年齢が若くなるほど、人権意識が高くなるという傾向がみられることが多かった。つまり、中高年層よりも若年層のほうが人権意識が高いという傾向である。今回の調査でも、こうした傾向がみられた。たとえば（11ページ）、さまざまな事象や状態について、それが人権侵害にあてはまると思うかを問うた問2では、“サ 外国人である

ことを理由に、賃貸マンションへの入居が拒否されること”を人権侵害に「よくあてはまる」と回答したのは、80歳以上では14.3%しかなかったが、その割合は年齢が若くなるほど上昇し、30～39歳では37.1%、18～19歳では55.0%と、若い人ほど人権侵害に「よくあてはまる」という回答が増えるという傾向がみられた。こうした傾向は、性別役割分業や多様な家族のあり方、性的マイノリティなどに関する設問や項目の回答結果に顕著にあらわれている(39ページの“ア”“イ”“ウ”、41ページの“ケ”と“サ”、67ページの“ウ”、69ページの“ケ”、72ページの“イ”と“ウ”)。

問7にみたように(50ページ)、学校で差別や人権に関する教育を受けた人は60歳未満に多く、60歳以上では少ない。そして、人権教育を受けたという人が教わった内容をみると(52ページ)、40歳以上の各年齢層では同和問題に集中しているが、30～39歳から18～19歳にかけて、教わった人権課題が多様化してきている。このように、若い年齢層で人権教育を受けた経験をもつ人が多く、年齢が若いほど、多様な人権に関する情報に接する機会が多くなるので、若い年齢層の人権意識が高くなるのである。また、人権教育だけではなく、若い人ほどインターネットなどによって家族の多様なあり方や性的マイノリティ当事者が発信する情報などにも接する機会が多いことも影響しているであろう。

しかし、今回の調査では、年齢が若くなるほど人権意識が高くなるという傾向がみられない設問や項目も目立った。たとえば、子どもの人権に関する問3では(24ページ)、“オ 収入の低い家庭の子どもが大学に進学できないのは、やむをえないことだ”という意見に対して、「そう思わない」と回答した割合は、80歳以上で38.1%であったが、年齢が若くなるにしたがって上昇し、50～59歳では60.6%となるが、50歳未満の年齢層になると、いずれも50%を下回っており、「そう思わない」の回答割合の上昇は50～59歳で止まっている。同じく問3の(24ページ)“カ 不登校は本人が努力すれば克服できるはずだ”という意見についても「そう思わない」の回答割合は、80歳以上の22.2%から50～59歳の60.6%へと上昇しているのであるが、40～49歳になると、40.2%に低下し、30～39歳以下のいずれの年齢層でも40%台となっている。

さまざまな事象を示して、それが人権の視点から問題のある行為かを問うた問11では(67～68ページ)、“イ 凶悪事件の場合は、未成年であっても犯人の実名を公表すること”を「問題だとは思わない」と回答した割合は、80歳以上で7.9%であるが、年齢が若くなるほど上昇し、30～39歳では42.9%、20～29歳では51.2%となっている(18～19歳は36.7%)。“オ 刑を終えて刑務所を出所した人の就職が容易に決まらないこと”を「問題だと思う」と回答した割合は、80歳以上で23.8%であったが、年齢が若くなるにしたがって低下し、30～39歳では8.6%、20～29歳では4.8%となっている(18～19歳は11.7%)。

このように、大学に進学できないことを家庭の責任に帰したり、不登校を本人の努力の問題とみる。そして、凶悪事件を起こした未成年者を一方的に責めたり、刑を終えた受刑者にいつまでも責めを負わせるといった見方が若い年齢層に目立つのである。

年齢が若くなるにしたがって、人権意識が高くなるという傾向が認められない設問や項目が少なからずみられたことについては、今回のデータだけではその要因を明らかにすることはむずかしい。若い年齢層のあいだで、いわゆる「自己責任論」が台頭してきていると言われて久しいが、人権侵害の責任を社会にではなく、その当事者個人に求める「自己責任論」という見方が関連しているのかもしれない。

3. 前回調査との比較

2016年に実施した前回調査の結果と比較すると、大きくは変わらない設問がある一方で、この5年間に変化が認められる設問がいくつかあった。大きくは変わらなかった設問としては、問1の「人権」を身近な問題として感じているか(7ページ)、問4の人権を侵害されたと思った経験の有無(31ページ)、問6の憲法に決められている権利(47ページ)、問16の「加古川市人権文化センターだより」の認知状況(95ページ)、問17の加古川市や各団体が実施している、人権に関わる取り組みの認知状況(99ページ)などであった。

以下、変化が認められたものについて、みていくことにする。

問2のさまざまな事象や状態が人権侵害にあてはまるかどうかという設問で(21ページ)、“ア 女性ということで、同じ勤続年数の男性よりも給料や昇進で低い評価を受けること”では「よくあてはまる」が前回調査の34.6%から7.1ポイント増加して41.7%となっており、“イ 企業の採用や昇進、給与などで、外国人が不利益を受けること”についても、「よくあてはまる」が前回調査の22.6%から7.6ポイント増加して30.2%となっている。

問3は、子どもの人権に関するさまざまな意見に対してどう思うのかを問うた設問であるが(29ページ)、“ア 保護者が子どものしつけのために体罰を加えることはしかたがない”に対して「そう思わない」という回答は、前回調査の22.5%から31.3%へと、8.8ポイント増加し、“イ 教師が子どもを指導するために、ときに体罰を加えることも必要だ”に対して「そう思わない」と回答したのは、前回調査の18.9%から40.9%と、倍増している。このように、保護者や教師の体罰を容認しない回答が増加しているのであり、その傾向は教師の体罰についてより顕著となっている。

家族に関する見方や考え方について問うた問5でも(43ページ)、“ア 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい”に対して「そう思う」と回答したのは前回調査の47.1%から53.5%に増加し、“イ 結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない”についても「そう思う」は前回調査の38.3%から46.7%へと増加している。そして、問11では(70ページ)“ア 就職の面接で、人事担当者が就職希望者の家族構成を聞くこと”に対して「問題だと思わない」は22.3%から15.7%、“イ 凶悪事件の場合は、未成年者であっても犯人の実名を公表すること”に対して「問題だと思わない」は38.5%から31.5%へと、それぞれ減少している。

このように、女性や外国人の就業上の不利益を人権侵害にあてはまると考え、保護者や教師による子どもへの体罰を容認しないという回答が増えているのである。そして、結婚をするかしないか、結婚後、子どもを持つか持たないか、こうした点に関して、多様な家族のあり方を認める回答が増加し、就職の面接での違反質問や未成年の容疑者の実名報道を問題視しないという回答は減少している。

これらは、人権の視点からみて、いずれも評価できる変化であるといえよう。そのことは、問4の人権侵害を受けたときの対応で(37ページ)、「黙って我慢した」が減少し、「自分で相手に抗議した」「友人・家族に相談した」「職場の上司や地域の有力者に相談した」がそれぞれ増加していることについても、同様である。

4. 設問間のクロス集計からみえてきたもの

いくつかの設問について、その回答結果別に他の設問の回答結果とのクロス集計を行った。このクロス集計から明らかになった点を見ていくことにする。

まず、小学校から高校で人権教育を受けた経験別クロス集計である。すでに7ページで述べたように、このクロス集計は60歳未満に限定したため、人権教育を「受けたことがない」という回答が19件しかあがらなかった。「受けたことがあるが、内容をよくおぼえていない」（以下、「おぼえていない」という回答は、「受けたことがない」と実質的に差がないとみてよいので、「受けたことがあり、内容は興味深かった」（以下、「興味深かった」）、「受けたことがあるが、内容はつまらなかった」（以下、「つまらなかった」）、「おぼえていない」の3つを比較することによって、人権教育の効果をみることにする。

当然のことではあるが、「興味深かった」と回答したほうが「つまらなかった」や「おぼえていない」よりも人権意識が高いという傾向が多く設問や項目でみられた。たとえば、さまざまな事象や状態が人権侵害にあてはまるかを問うた問2では（17～20ページ）、「ア 女性ということで、同じ勤続年数の男性よりも給料や昇進で低い評価を受けること」「カ 性的な被害を受けた女性に対して、「夜遅く外出した」、「スキがあった」などと周囲が非難すること」「キ HIV（エイズウイルス）感染を理由に、労働者が採用されなかったり解雇されること」「サ 外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居が拒否されること」では、「よくあてはまる」と回答した割合は、「興味深かった」のほうが「つまらなかった」と「おぼえていない」をそれぞれ10ポイント以上、上回っている。そして、住まいを選ぶ際の近隣の条件に関する問13では（80～81ページ）、5つの項目のすべてで、「まったく気にしない」という回答割合は、「興味深かった」のほうが「つまらなかった」と「おぼえていない」よりも高くなっている。さらに、問14のインターネット上の書き込みについてみると（88～89ページ）、「問題だと思う」と回答した割合は、いずれの項目でも「興味深かった」がもっとも高くなっている。

このように、人権教育の効果がはっきりとあらわれている設問や項目がみられるのであるが、問2では、人権侵害に「よくあてはまる」の回答した割合が「興味深かった」において最も高かったわけではないという項目がいくつかみられた。たとえば、17～19ページにみられるように、人権侵害に「よくあてはまる」と回答した割合が「ウ 障がいのある人が結婚したり、子どもを育てることに周囲が反対すること」では「おぼえていない」が「興味深かった」よりも高かったり、「エ 高齢者の就職が困難であったり、労働条件が悪くなること」では「つまらなかった」が「興味深かった」よりも高く、「ケ 非嫡出子が結婚に際して不利益を受けること」では「興味深かった」「つまらなかった」「おぼえていない」がほぼ同じであった。

そして、子どもの人権に関する問3では（27～28ページ）、保護者や教師による子どもへの体罰を容認しないという回答の割合が「興味深かった」と「おぼえていない」との間であまり差がみられなかった（「ア 保護者が子どものしつけのために体罰を加えることはしかたがない」と「イ 教師が子どもを指導するために、ときに体罰を加えることも必要だ」の「そう思わない」の割合）。また、「エ 学校のルール等を定める際に、子どもの意見表明の場がないのはよくない」について「そう思う」の回答割合が「興味深かった」「つまらなかった」「おぼえていない」の間で大きな差がみられず、「オ 収入の低い家庭の子どもが大学に進学できないのは、やむをえないことだ」では、「そう思わない」の回答割合が「おぼえていない」でもっとも高くなっている。さらには、「ウ 保

護者が子どもの様子を知るためでも、子どもの手紙や日記、メールなどを勝手に見ないほうがよい”では、「そう思う」の割合が、“カ 不登校は本人が努力すれば克服できるはずだ”では「そう思わない」の割合が、それぞれ「つまらなかった」で「興味深かった」よりも高くなっている。

以上みてきたように、人権教育の効果があらわれているという項目がある一方で、人権教育の効果が明確には認められない項目も目立っているのである。こうした差がどうして生じているのか、さらに考察を深めていかなければならないが、今回のデータからは明らかにできなかった。人権教育の効果をより正確に測ることができるような設問の追加などを検討することが必要であろう。

なお、人権教育に関する問7では(49ページ)、「興味深かった」は25.2%にとどまり、「つまらなかった」は10.3%、「おぼえていない」は37.0%であった。「おぼえていない」の割合が「興味深かった」のそれを大きく上回り、「おぼえていない」と「つまらなかった」の割合を合わせると、5割近くになるのである(人権教育を受けた人だけでみると、「おぼえていない」と「つまらなかった」を合わせた割合は65.2%となる)。「おぼえていない」という回答が多いことについては、人権教育を学んだのがかなり以前のことになるので、おぼえていないケースも多いであろうが(50ページ)、20~29歳という若い年齢層でも「よくおぼえていない」が45.2%もある。今後、どのようにして「つまらなかった」や「おぼえていない」を減らし、「興味深かった」を増やしていくのか、人権教育の課題は大きいといえる。

憲法における国民の権利についての理解度別に回答結果をみると、さまざまな事象や状態が人権侵害にあてはまるかどうかを問うた問2(13~16ページ)、子どもの権利に関する問3(25~26ページ)、同和地区出身者との結婚について相談を受けた場合の対応に関する問8(55ページ)などのほとんどの項目について、完全正解者の人権意識が高いという結果となった。住まいを選ぶ際の近隣の条件に関する問13については(78~79ページ)、5項目のうち“イ 近隣に外国人の住民が多く住んでいる”については、完全正解者の「まったく気にしない」という回答割合が不正解者よりも低かったものの、他の4項目では完全正解者の「まったく気にしない」という回答割合がもっとも高くなっている。

このように、憲法に決められている権利についての理解が高い人ほど人権意識が高いという結果が明瞭にみられるのである。この点については、前回調査でも同様であった。憲法に決められている権利についての理解が高いほど、人権意識が高くなるのか、もともと人権意識が高い人ほど、憲法の権利についても理解が高いのか、どちらであるのかは断定できないが、憲法における基本的人権の学習が人権意識を高めることにつながるのではないかといえるのではないだろうか。

つぎに、その他の設問間クロス集計についてみておきたい。

問2の“オ 結婚に際して、相手が同和地区出身者かどうか、身元調査をする”の回答別に問5の“キ 自分の身内は同和地区出身者とは結婚してほしくない”の回答を示したものが図5-3である(44ページ)。これによると、身元調査が人権侵害に「よくあてはまる」と回答した人では、「自分の身内は同和地区出身者とは結婚してほしくない」という意見に対する『そう思う』の回答割合がもっとも低く、『そう思わない』の回答割合がもっとも高くなっている。このように、結婚に際しての身元調査が人権侵害にあてはまると考える人ほど、同和地区出身者に対する結婚忌避意識は低いという結果となっている。しかし、回答割合としては低いとはいえ、身元調査が人権侵害に「よくあてはまる」と回答した328人のうち12.2%が自分の身内は同和地区出身者とは結婚してほしくないと思っていることは、一般論として身元調査は人権侵害であって、よくないが、自分の身内のこととなると事情は別になると考える人が1割強いることになる。

82 ページの図 13-10 は、身元調査が人権侵害にあたるかと、住まいを選ぶ際の近隣の条件をクロス集計したものである。これによると、身元調査が人権侵害によくあてはまると考える人のほうが、近隣に同和地区があったり、同和地区の地域内にあるという物件を忌避しない傾向にあることがわかる。しかし、身元調査が人権侵害によくあてはまると回答した人でも、『避けると思う』の割合が近隣に同和地区がある物件で 18.0%、同和地区の地域内にある物件で 32.0%あることは、身内の同和地区出身者との結婚でみたように、一般論と自身に関わることは別であるという見方が関係しているといえる。

ともあれ、結婚に関わる身元調査が人権侵害にあたると思う人ほど、結婚や転居に際して、同和地区（出身者）に対する忌避意識が低いのであり、結婚相手が同和地区出身者であるかどうか、身元調査をすることが人権侵害であるということを広く啓発していく意義は大きいといえる。

なお、図 5-3 と図 13-10 では、身元調査が人権侵害に「まったくあてはまらない」と回答した人で「自分の身内は同和地区出身者とは結婚してほしくない」という意見に対して「そう思わない」という回答が多く、近隣に同和地区があったり、同和地区の地域内にあるという物件を「まったく気にしない」という回答が多かったが、どうしてこういう回答結果となったのかは、わからない（44 ページ、82 ページ）。

問 12 の“エ 性同一性障害のために、性別変更を望む人は、同性愛者である”という意見に対する回答別に問 5 の“ケ 男どうし、女どうしの結婚も認めるべきだ”と“サ 自分の身内に同性愛者はいてほしくない”の回答を示したものが図 5-4 である（45 ページ）。

「性同一性障害のために、性別変更を望む人」は、自分は男である、自分は女であるという意識である性自認と、身体の性が一致していない人で、トランスジェンダーと呼ばれる。トランスジェンダーには、外科的措置により身体をつくりを変えることを望む人もいれば、外科的措置を望まない人もいるが、いずれも性自認が身体の性と一致しないという点が特徴であり、その性的指向（どの性の人を好きになるか）は、性自認と身体の性が一致している人と同様、人それぞれで多様である。つまり、異性愛者のトランスジェンダーもいれば、同性愛者のトランスジェンダー、両性愛者のトランスジェンダー、無性愛者のトランスジェンダーもいる。したがって、トランスジェンダーと同性愛者は異なる概念である。なお、「性同一性障害」という言葉は、性自認と身体の性が一致しないことから生じる持続的な不快感、違和感を指す医学用語であったが、現在では「性別違和」という言葉が使われている。今回の調査では、意味が通じやすい言葉として、「性同一性障害」を用いた。

図 5-4 によると、トランスジェンダーと同性愛者は異なると考えている人（「そう思わない」と回答した人）ほど、同性婚を容認し、同性愛者に対する忌避意識が低いことがわかる。これは問 12 の“イ 同僚に同性愛者や性同一性障害のある人がいる職場では働きたくない”という意見についての回答を示した図 12-2（74 ページ）をみても同様であり、性的マイノリティについて正しく理解している人ほど、同性愛者やトランスジェンダーに対する忌避意識は低いのである。

こうした結果から、性的マイノリティに関する理解を高めることが性的マイノリティの人権を尊重する意識を育み、忌避意識を低下させることになるといえる。人権教育・啓発の課題が具体的に示されたといえよう。

5. 自由記述からみえてきたもの

今回の調査でも、調査票の最終ページに、問 20「人権学習や人権啓発のありかたなどについてご意見があれば、下記にご自由にお書きください」という自由記述欄を設けた。記述があったのは、追加サンプルを含めて 195 票で、全体の 24.1%を占める。記入者の内訳は、女性 109 人、男性 83 人、無回答 3 人で、その年齢は、18～19 歳 14 人、20～29 歳 17 人、30～39 歳 17 人、40～49 歳 27 人、50～59 歳 25 人、60～69 歳 39 人、70～79 歳 35 人、80 歳以上 19 人、無回答 2 人となっており、記入者は女性がやや多く、高齢者の記入が目立っている。

記入内容は多岐にわたっており、その内容を逐一ここで紹介することはできないが、自由記述の内容からカテゴリーに分けて集計すると、100 ページのようである。

件数が多かったのは、「同和問題について」が 65 件で、「人権や差別問題全般について」(53 件)、「人権教育について」(44 件)がこれにつづく。

以下、記述内容から指摘できる特徴的な事柄について、みていくことにする。

まず、件数が最も多かった同和問題についてである。その記述内容は、教育・啓発のあり方、行政への要望、自身が見聞きした部落差別事象など、多様である。今回の調査の調査票には同和問題だけではなく、さまざまな人権問題に関する設問があがっており、調査対象となった市民は、それらに回答したうえで、自由記述欄への記入を行っているのだが、人権問題というと、同和問題をまず思い浮かべる市民が依然として多いのであろう。それに加えて、同和問題については、何らかの要望や疑問点をもつ市民も多いといえる。

同和問題に関する記述で多くみられたのは、いわゆる「寝た子を起こすな」という意見である。たとえば、「同和問題なんて学校で学ぶまで知らなかった。知らなければ差別はおこらないのだから、わざわざ学校で授業する必要はないと思う」(18～19 歳女性)、「同和地区内での中途半端な人権問題の教育は止めた方がよい。全く関心がなく、なんとも思っていなかったのに、変に意識させられて、逆に避けるようになってしまった。普通に何もしなければそこが同和地区であることも気づかず、何も思わなかったはずである。同和問題は行政が一所懸命に取り組むから、逆に皆の記憶に残って、差別がなくならないのでは？ 何も教育しなければ、皆んな同和のことなど忘れていってしまうと思う」(50～59 歳男性)といった記述である。

これらの記述は、何も知らない人にわざわざ同和問題を教える必要はなく、そのまま放置しておけば、同和問題は自然に解消するという主張である。現在の社会で同和地区に対する偏見や誤解が一切ないのであれば、同和問題について教える積極的な意義はないかもしれないが、現実には同和地区に対する偏見や誤解は根強く存在するのである。このことは、「寝た子を起こすな」と主張する人たちも認めるところであろう。

同和問題に関する教育を一切受けなくて、同和問題に関して何の知識も情報ももたないままであれば、この社会に根強く存在する同和地区に対する偏見や誤解に接した際、その偏見や誤解を簡単に受け入れてしまうかもしれない。同和問題に関する知識も情報ももたないのであるから、偏見や誤解を批判する力がないのである。現に問 9 では (56 ページ)、この 5 年間に 20.4%の人が同和地区や同和地区出身者に関する差別的な発言を直接聞いた経験があり、それを聞いた人の 11.7%が「そのとおりに思った」、57.2%が「そういう見方もあるのかと思った」と答えているのである (60 ページ)。何も教えなければ、差別が自然となくなることなく、同和問題に関する正しい知識や情報をもたなければ、同和地区や同和地区出身者に対する偏見や誤解を受け入れ、それらをさらに広げ

てしまうのである。それゆえ、偏見や誤解を正しく批判できる力をつけるためにも、同和問題について教育し、啓発する必要がある。「寝た子を起こすな」という考え方は、同和問題に関する教育や啓発そのものを否定するものであり、こうした考え方は未だに根強く存在する。こうした考えをもっている人たちがその考えの間違いに気づくことができるような啓発をしていかなければならないであろう。

人権教育に関する記述も 44 件あったが、「寝た子を起こすな」という記述は同和問題のほうに含めたので、この 44 件には人権教育を評価する記述や人権教育の手法に関する提案などが多くみられた。たとえば、「人権学習はとても大切だと思います。子どもが理解できる内容を、興味をもてるようなやり方で、小さいころから学び、自然な形で日常の出来事などを考えられるように 1 人 1 人なれば、みんなが住みやすい世界になるのではと思います。自分からアンテナをはらなくても、さりげなく人権についてのことが（情報が）入ってくるといいなと思います」（60～69 歳女性）という記述である。また、差別問題や人権全般についての記述も 53 件あったが、人権の大切さを強調する記述や、多様化する人権課題を学んでいきたい、互いに助け合い、行動することが大事だなど、さまざまな記述がみられた。

このように、自由記述欄には、差別をなくしていくための人権教育・啓発の意義を認め、それを推進していくべきだという内容の記述がみられたが、人権や差別を言いすぎるのではないかという批判もあった。また、同和問題に関しては、いわゆる「寝た子を起こすな」という同和問題に関する教育・啓発の必要性を認めない記述や、同和地区住民が行政から優遇されているという記述などがあった。

こうした批判や意見は、同和問題やその他の人権問題に対する誤解に根ざしているものが少なくない。それゆえ、市民のなかにある人権問題に関わるさまざまな誤解を解く啓発が重要となるが、人権問題に関して誤解をもつ人たちは、これまで行政が行ってきた人権問題に関する講演会やイベント等に参加することが少ない市民であると考えられる。その意味で、これまで行政が行ってきた人権啓発の声が届きにくかった市民ともいえる。したがって、こうした市民に対する啓発を進めるためには、啓発手法の検討が大きな課題となろう。